

災害発生時等における厚生労働省の取組

大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室

令和元年（暦年）中の主な自然災害

令和元年は、台風第15号や第19号等の風水害に見舞われた年だった。

■ 06月 山形県沖を震源とする地震

6月18日に山形県沖で発生したM6.7の地震。新潟県村上市で震度6強を観測したほか、秋田県、山形県及び新潟県で震度5弱以上の揺れを記録した。重傷者9名（令和元年7月31日現在）

■ 07月 梅雨前線に伴う大雨及び令和元年台風第5号

台風第5号周辺や太平洋高気圧による暖かく湿った空気の影響で西日本では7月20日から21日にかけて局地的に猛烈な雨が降った。行方不明者1名（令和元年7月31日現在）

■ 08月 令和元年8月の前線に伴う大雨

前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に8月26日からの総降水量が600ミリを超えたところがあるなど記録的な大雨となり、28日明け方には佐賀県、福岡県、長崎県に大雨特別警報を発表した。死者4名、重傷者1名（令和元年12月5日現在）

⇒ 厚生労働省では、佐賀県の医療機関の1階が床上浸水したため、職員を佐賀県へ派遣して情報収集等の対応を行った。

■ 09月 令和元年台風第15号

台風第15号による強風の影響により千葉県を中心に大規模な停電が発生するなど大きな被害が生じた。死者1名、重傷者13名（令和元年12月5日現在）

⇒ 厚生労働省では、大規模停電が生じたことから、職員を千葉県へ派遣、医療機関や社会福祉施設等への電源車の派遣調整、給水車の派遣調整、在宅酸素療法患者や透析患者の安否確認等の対応を行った。

■ 10月 令和元年台風第19号等

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。死者99名、行方不明者3名、重傷者40名（令和元年12月12日現在）

⇒ 厚生労働省では、職員を被災県へ派遣して情報収集等を行うとともに、「厚生労働省被災者生活支援チーム」を設置して対応を行った。また、「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」を取りまとめて、被災した方へ必要な支援を行った。

※ この他、多くの台風や大雨に見舞われた。

厚生労働省における危機管理体制(イメージ図)

災害・緊急事態・健康危機事案発生

関係省庁(内閣官房事態室・内閣府防災等)・関係機関(保健所、検疫所、国立病院、DMAT事務局、日赤等)・自治体

省内各課から情報収集・取りまとめ

情報収集(例えば、ライフラインとしての水道の状況把握、重篤な患者の医療提供、子ども、障害児・者、高齢者など災害弱者のケア等の状況把握)

情報共有
連携

医療提供	医政局地域医療計画課	感染症対策	健康局結核感染症課
医薬品供給	医政局経済課	飲料水・水道施設	医薬・生活衛生局水道課
毒物・医薬品被害	医薬・生活衛生局医薬安全対策課	社会福祉施設	社会・援護局福祉基盤課
食品安全	医薬・生活衛生局食品監視安全課	心のケア	障害保健福祉部精神・障害保健課

大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室

一元的な情報収集・情報の評価分析・初動体制等対策の調整

(例えば、病院や社会福祉施設への電源車等の手配のため、消防や自衛隊等との政府間調整、土砂崩れや河川の氾濫を予期した医療機関、社会福祉施設、在宅患者・要介護者への周知と誘導など)

官邸・関係省庁(内閣官房事態室、内閣府防災)

厚生労働省対策本部

関係閣僚会議(総理)

厚生労働大臣・副大臣・政務官

情報連携・課題共有

指示、報告

指示、報告

官邸被災者支援
チーム

緊急参集チーム
(局長級会議)

情報連携・課題共有

関係部局長会議
健康危機管理調整会議
災害対策連絡調整会議 等

情報共有
ニーズ把握

情報共有・ニーズ把握

現地政府対策本部

要員派遣・現地での連携

厚労省現地対策本部

厚生労働省における発災直後期からの主な業務

厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかなステージ
の進行

主な対応業務

急性期
発災後

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動
- ライフライン（水道）の被害状況の把握
- 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握

避難所等の
開設後

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動
- 災害時健康危機管理支援（DHEAT）チームの応援派遣
- 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の活動
- 保健師等の避難所等巡回
- 応急給水の実施（於：避難所その他）
- 災害派遣福祉チーム（DWAT）等の活動

災害救助法
の適用後

- 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施
- 通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大、償還期限の延長等の貸付条件の緩和などの特例措置の実施
- 保険料（税）や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出

復興期

- 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施
- 医療施設、水道施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付

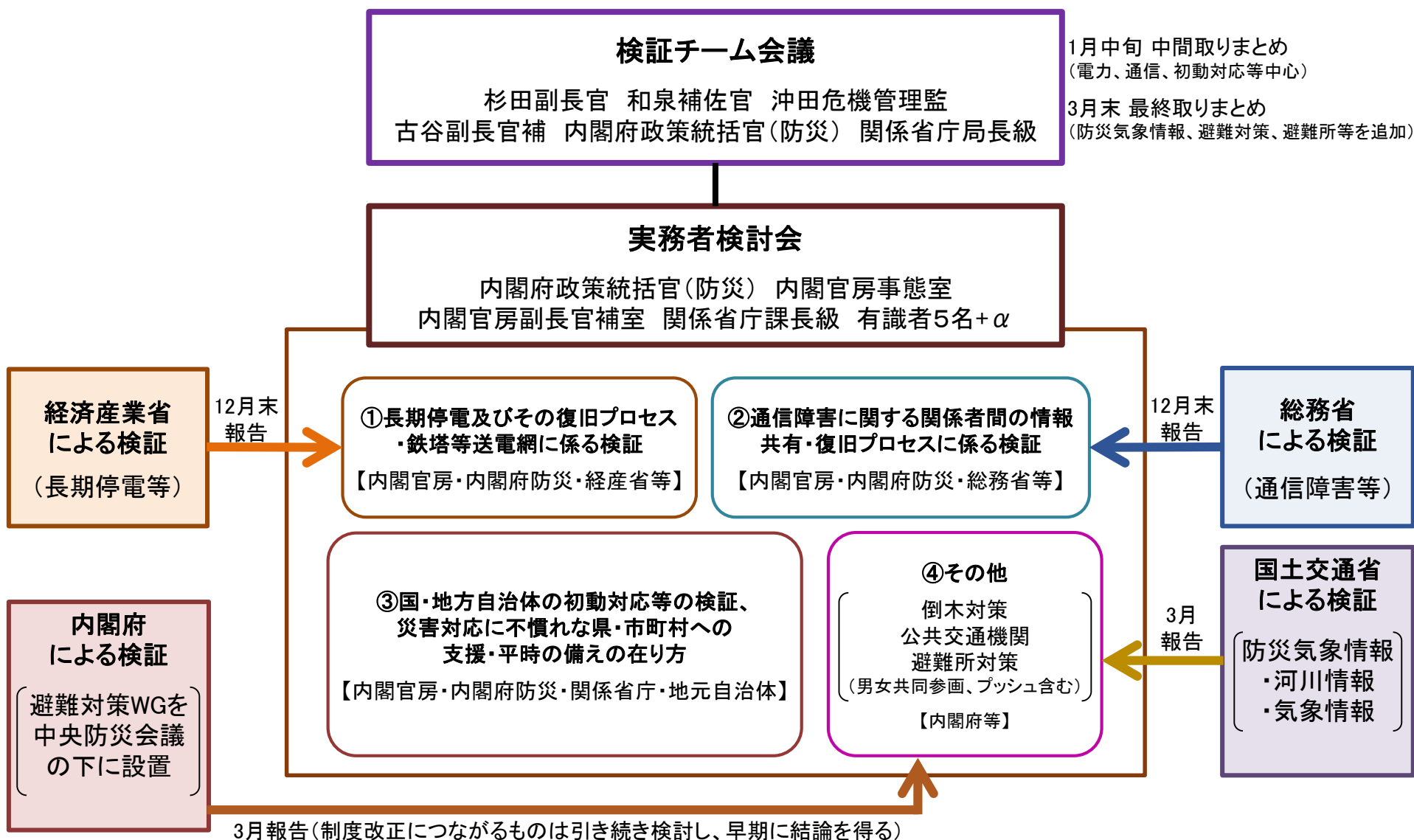
令和元年台風第19号における厚生労働省の主な対応状況と被害状況

日付	政府全体の主な動き	職員派遣の状況	医療関係	社会福祉施設関係	水道関係
10/8	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡室設置 関係省庁災害警戒会議開催 		都道府県を通じて避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼	都道府県等を通じて要配慮者の避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼。更に準備状況を確認	都道府県等を通じて被災に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼
10/12	<p>台風19号 接近・上陸</p> 情報連絡室を官邸対策室に改組	関東信越厚生局4名、地方労働局計4名を現地派遣	都道府県やEMISを通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	都道府県等を通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	地方自治体を通じて、被害状況を把握し、応急給水等を実施
10/13	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部設置 非常災害対策本部(第1回)開催 	厚生局、労働局職員に加えて本省職員を派遣	【最大被害状況】 停電：47箇所 断水：142箇所	【最大被害状況】 停電：109箇所 断水：259箇所	【最大被害状況】 約17万戸断水 (14都県内103事業体)
10/14	「被災者生活支援チーム」設置				
10/18	特定非常災害の指定(閣議決定)				
10/29	激甚災害の指定(閣議決定)				
11/7	非常災害対策本部(第18回)において「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」決定				
11/15		職員派遣を終了(延べ642名派遣)	※停電・断水は全て解消済	※停電・断水は全て解消済	※断水は全て解消済

厚労省内に災害対策本部や被災者生活支援チーム等を立ち上げ、現地派遣職員とともに被災状況やニーズを把握し、プッシュ型支援等を実施

令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証について

(令和元年11月令和元年台風15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム実務者検討会(第1回)資料より)



※別途 国土強靱化に関する施策については国土強靱化推進室で対応

第2章 取り組む施策

1 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保

令和元年台風第15号及び第19号等の相次ぐ自然災害による甚大な被害に対して、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」について、既に使用を決定した予備費を含めた今年度予算に加え、新たに編成する令和元年度補正予算を通じて切れ目なく実行することにより、復旧・復興を加速し、地域における経済活動の停滞を一刻も早く解消する。

あわせて、甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように発生する中において、災害に屈しない、強さとしなやかさを備えた国土を創り上げるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年度～令和2年度)について、引き続き、着実に実行することに加えて、本年の台風被害から得た経験を活かし、ソフト面も含めた水害対策を中心に、防災・減災、国土強靱化をさらに強力に進める。これらにより、国民の命と財産を守るべく、国家百年の大計にふさわしい対策を講ずる。

なお、以下を含め、本経済対策において必要となる公共事業について、国と地方公共団体の連携を強化し、地域の実態に即して、適切な価格による契約や人材・資材の調達やICTなど新しい技術を活用した生産性向上策、地域建設産業の担い手確保のための環境整備等を着実に実施することを通じ、その円滑な施工の確保に万全を期す。

1. 自然災害からの復旧・復興の加速

- ・ 高齢者等の孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援等<予算措置以外>

2. 防災・減災、国土強靱化の強力な推進

(1) 3か年緊急対策の着実な実行

- ・ 医療施設、社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)における耐震化等

(2) 水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化の更なる強力な推進

- ・ 災害時の拠点等となる医療施設、社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)の給水設備や非常用自家発電装置の整備
- ・ 社会福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉施設等)の災害時情報共有システムの整備

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

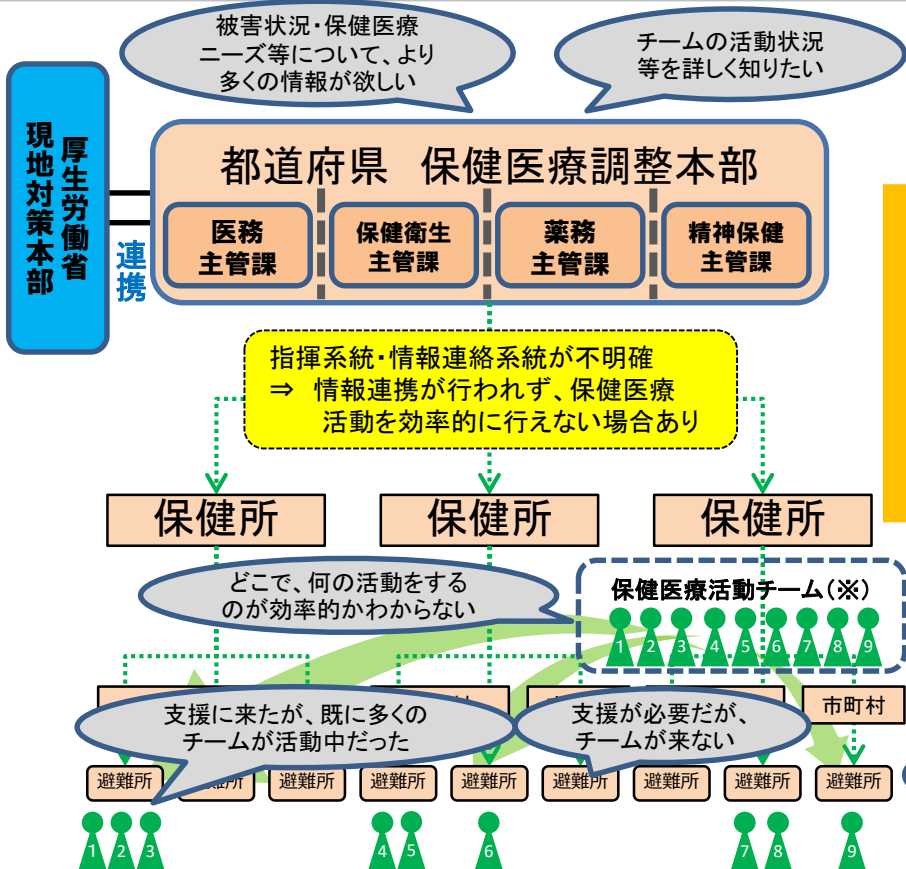
I 熊本地震における課題と原因

<課題>

○ 保健医療調整本部、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

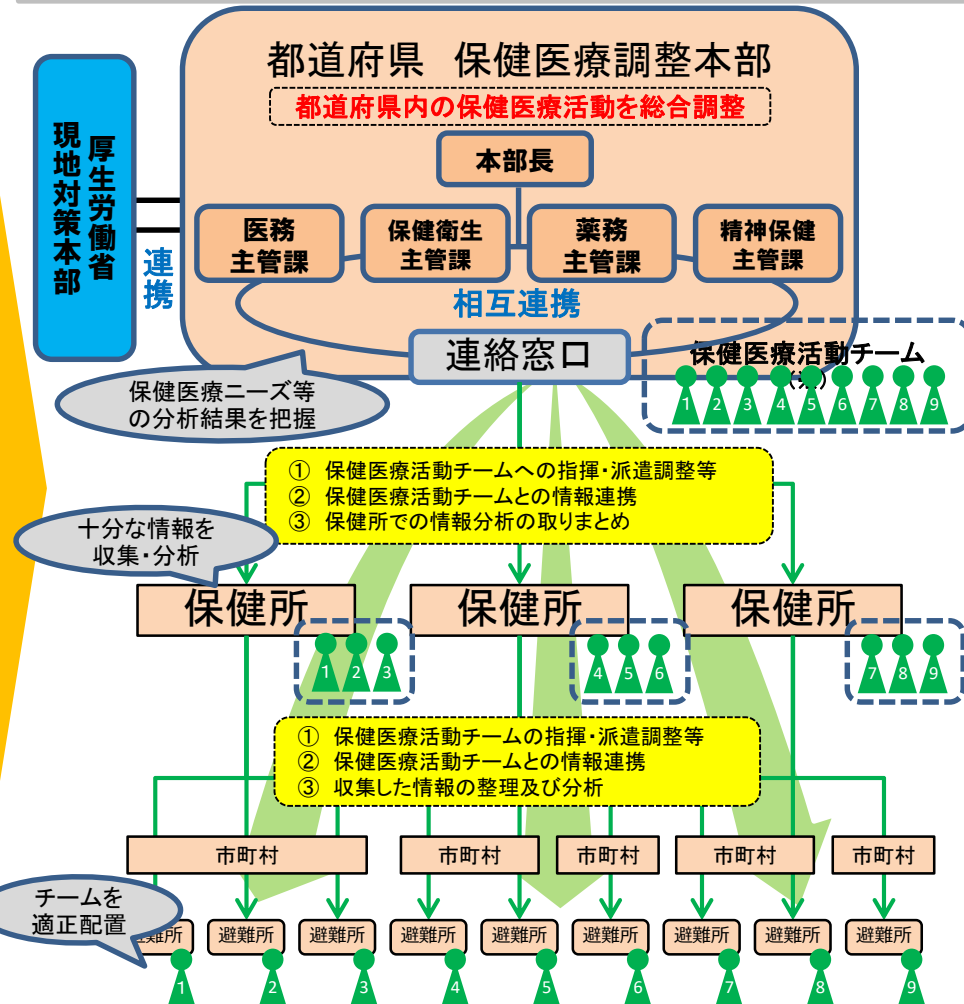
<原因>

○ 保健医療調整本部及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



II 今後の大規模災害時の体制のモデル

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
- ① 保健医療活動チームに対する指揮、連絡及び派遣調整
 - ② 保健医療活動チームとの情報連携
 - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例 ▲ : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の救護班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会

【災害時における様々な被災者支援制度活用に関する連絡協議会の設置趣旨】

- 災害時における被災者支援については、被災者一人ひとりのニーズを踏まえ、被災者に寄り添った支援を切れ目なく行うことが重要であり、より迅速な支援の実現が求められている。
- 被災者の生活の安定や住まいの再建等に向けた様々な支援制度を被災自治体が活用し、被災者支援に取り組むことができるよう、関係府省の一層の連携強化を図り、関係職員による情報共有や協議を行う。

協議会の下に作業グループとして下記のテーマを議論する場を設置

高齢者、障害者等の避難に関する作業グループ（内閣府が事務局）

・高齢者、障害者等の避難の実効性を高めるための方策について、現場関係者も参画し、議論。

【構成員】

内閣府(防災担当)	調査企画担当、普及啓発・連携担当、被災者行政担当
厚生労働省	大臣官房厚生科学課、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局
オブザーバー	大阪府豊中市社会福祉協議会福祉推進室長 勝部麗子氏 兵庫県丹波篠山市長寿福祉課副課長 松本ゆかり氏 別府市共創戦略室防災危機管理課 村野淳子氏

医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループ（厚労省が事務局）

- ① SIP防災の活用等(災害時保健医療福祉活動支援システムによる情報の整理・集約)を通じて、様々な支援団体がそれぞれ収集する情報について、重複することなく共有する方策を検討
- ② 災害時に保健医療活動の総合調整を行う「都道府県保健医療調整本部」について、医療・保健・福祉の連携や発災前の連携について検討

【構成員】

内閣府(防災担当)	被災者行政担当
厚生労働省	厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局
オブザーバー	芝浦工業大学准教授 市川学氏、 京都経済短期大学講師 菅野拓氏、 浜松医科大学教授 尾島俊之氏、 全国社会福祉協議会部長 鈴木史郎氏

参考人からのヒアリングを通じて、医療・保健・福祉に関する横断的な支援体制を構築する上での課題の整理

①福祉関係課が都道府県保健医療調整本部の中でどう関わっていくかが課題

- ・ 保健医療調整本部に関する組織体制に福祉関係課や災害派遣福祉チーム(DWAT)が明記されていない。
- ・ また、保健医療調整本部の助言・調整者として、災害医療コーディネーターとDHEAT(被災地外の保健所長)が明記されている一方、福祉分野におけるコーディネーターが明記されていないが、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインでは、災害福祉支援ネットワーク本部がDWATの活動をバックアップすることとしている。
- ・ 一方、DWATについて、DMATのような全国的ネットワークを構築するとともに、各都道府県で中核的な担い手となる人材が必要。(DWATについてリーダー養成研修を令和元年度から開始。)
- ・ さらに、災害救助法には福祉支援が明確化されておらず、災害救助法が適用となる災害の都度、内閣府と協議し、DWATの避難所への応援派遣等が災害救助費から支弁されることを示している。

②医療・保健・福祉関係者が必要とする情報をどのように収集、共有するかが課題

- ・ 被災者がアセス疲れに陥らないようにするために、分野横断的に把握し、共有する情報が必要。
- ・ また、平時の支援体制に繋ぐためには、災害時に把握した被災者に関する情報を住基ネットワークに反映するシステムが必要。
- ・ さらに、避難所の被災者だけでなく、在宅等の避難者の規模感やニーズ把握が課題。

現状の避難者に関する状況把握の流れ(イメージ)

災害発生前
(台風接近中等)

災害

災害発生後
3日間～1週間程度

災害発生後
安全が一定確保され次第

避難所を開設した段階で「避難者カード」を配布して、情報把握
保健師が各避難所を巡回して「避難所日報」を作成。

医療機関についてはEMISで状況把握
社会福祉施設については自治体職員が状況把握

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)が各避難所を巡回。
医療や福祉等の関係部局と情報を共有

避難者カード

避難所日報

- ・避難所の基本情報(ライフラインや生活環境など)
- ・食事提供の状況
- ・医療的、福祉的配慮が必要な者の状況など

- 「避難者カード」の標準様式は示されているが、各自治体が独自に作成しているのが実態。
- 「避難者カード」に記載された情報が要支援者名簿や医療・保健・福祉等の各分野とどのように共有するかについて整理されていない。

- 被災状況を自治体職員や関係者が分野横断的かつ包括的に把握するシステムがない。
- 医療については、災害発生直後からDMATがEMISから得た情報を元に動く初動体制が出来ているが、社会福祉施設については、その体制がない。

- 保健師が一斉に巡回して状況把握をすることが初動対応であり、福祉を巻き込んだ支援体制はその後になる。
- 「避難者カード」の情報が活かされず、被災者にとってはアセス疲れになる。